

酒税

原料用酒類の移出（高濃度アルコールの販売）の承認申請書

收受印

整理番号

※

2
通
提
出

令和 年 月 日	申請者 税務署長 殿	(住所) 〒 -	(電話)
		(フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名)	局番
		(個人番号又は法人番号)	個人番号又は法人番号は、税務署提出用2通のうち1通のみに記載してください。 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

厚生労働省が取扱いを定めている「高濃度エタノール製品」として販売するので、酒税法施行令第51条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

移出酒類	品目別等	原料用アルコール	商品名
	アルコール分	度	容器区分
申請者	移出製造場の所在地及び名称		
	承認を受けようとする期	当初令和 年 月 日 ~	厚生労働省が「高濃度エタノール製品」を「手指消毒用エタノール」の代替品として用いることを認めている期間まで
	移出数量	1	移出見込回数 週 回
移入元	移出する酒類の移入先製造場の所在地及び名称		
移出先	移出先の業態	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	代表的な移出先の者住所及び氏名又は名称		
	代表的な移出先の所在地及び名称		

以下の事項を満たしていることを申し出ます。

- 他の製造場から酒税法第28条第1項第1号の規定を受けて原料用アルコールを未納税移入している酒類製造者です。
- 移出する酒類は、未納税移入した原料用アルコールを加水調整のみしたものです。
- 移出する酒類の製造・販売（商品ラベル含む。）について、都道府県等の衛生主管部（局）及び市町村の消防本部に事前に相談しています。承認を受けた後も、同機関の指示・指導等に従います。
- 移出する酒類の容器表示（商品ラベル）について所轄税務署に提出します。
- 移出する酒類の販売数量等について、帳簿に記載します。また、税務署長からの求めに応じ、法令に従いその販売数量等を報告します。

※ 第 号
令和 年 月 日
税務署長 _____ 印

酒税法第44条第1項の規定により上記の申請のとおり承認します。

※ 税務署処理欄	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()	入力年月日	担当者印
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済			

原料用酒類の移出（高濃度アルコールの販売）の承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、原料用酒類を移出することにつき承認を受けようとする場合に2通提出してください。
- 2 アルコール分は、度数未満第2位以下を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 3 移出先の者の住所及び氏名又は名称、移出先の所在地及び名称は、代表的な者等について記載してください。
- 4 移出数量には、1か月分の見込数量を記載してください。
- 5 他の製造場から酒税法第28条第1項第1号の規定を受けて原料用アルコールを未納税移入していることは、概ね過去3年間の実績の有無により判断します。
- 6 本件申請書に容器表示（商品ラベル）を添付してください。承認後、新たな商品を販売する場合は、事前に提出してください。
- 7 ※印欄は記載しないでください。
- 8 申請書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。